

敬老の集い芸能業務委託 プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

敬老行事の一環として、高齢者福祉の向上を図り、長寿をお祝いする。区内在住の75歳以上の方を招待し、ティアラこうとう大ホールにて、式典と歌謡ショーを開催する。参加者は1公演あたり最大1,100名程度を見込んでいる。

安全かつ事業概要に沿った企画を実施できるよう、地方自治体が実施する高齢者を対象とした芸能業務の受託実績を持つ事業者を選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 敬老の集い芸能業務委託
- (2) 業務内容 別紙「敬老の集い芸能業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和7年5月上旬～令和7年9月30日まで
- (4) 委託上限額 3,962,200円（消費税込）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) 又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

(5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(27 江総経第 3281 号)による指名停止を受けていないこと。

(6) 平成 31 年度(令和元年度)以降、地方自治体が実施する参加者 400 名以上(1 公演あたり)の類似事業(式典、講演会、コンサート等)の受託実績を有すること。

4 スケジュール

(1) 実施要領の公表期間

令和 7 年 2 月 3 日(月)～令和 7 年 3 月 4 日(火)

(2) 質問受付期間

令和 7 年 2 月 3 日(月)～令和 7 年 2 月 18 日(火)

(3) 質問回答日

令和 7 年 2 月 20 日(木)

(4) 参加表明書・企画提案書の提出期限

令和 7 年 3 月 4 日(火) 午後 5 時厳守

(5) 第 1 次審査(書面)

令和 7 年 3 月 11 日(火)

(6) 第 2 次審査(プレゼンテーション)

令和 7 年 3 月 26 日(水)

(7) 最終選定結果通知

令和 7 年 3 月 28 日(金)

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

ア 公募期間：令和7年2月3日（月）～令和7年3月4日（火）

イ 公募方法：区ホームページにて公表。

(2) 質問・回答

ア 質問受付期間：公募開始～令和7年2月18日（火）午後5時必着

イ 質問方法：電子メールにて、【様式3】質問票により下記担当所管まで提出すること。

ウ 回答日時：令和7年2月20日（木）

エ 回答方法：質問への回答は区ホームページ (<http://www.city.koto.lg.jp>) に掲示し、個別の回答は行わない。

(3) 応募書類の提出

ア 参加表明書・企画提案書提出期限：令和7年3月4日（火）

午後5時厳守

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送（必着）

※持参及び郵送先は、下記「11担当」まで。

※持参の場合は、事前に電話連絡すること。

6 提出書類

(1) 参加表明書【様式1】・・・1部

(2) 企画提案書・・・9部（正本1部 副本8部）

企画提案書には、日時・公演数・出演者・出演時間・警備体制を記載すること。その他、別紙「敬老の集い芸能業務委託仕様書」のとおり。

※様式自由・A4用紙片面 5～7枚程度

※正本を除き、企画提案者が特定できる表現やロゴマーク等の記載がないよう作成すること。

(3) 価格提案書（見積書）・・・正本1部

全6公演合計額を提示すること。企画料、出演料、警備にかかる諸

費用、交通費、照明費、音響費、食費、音楽著作権使用料等公演に必要な費用、その他仕様書の内容を実施するための代金、及び消費税を含むものとする。

- (4) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明
※発行日から3ヶ月以内のもの・・・正本1部

- (5) 類似事業の受託実績一覧【様式2】・・・正本1部

※受託実績一覧に記載する事業については、受託実績契約書の表紙の写しを添付すること。

※平成31年度（令和元年度）以降、地方自治体が実施する参加者400名以上（1公演あたり）の受託実績を記載すること。

※自治体名、イベント名、開催日時、参加人数、イベントの概要を記載すること。

7 選定方法・評価方法

- (1) 評価基準

別紙「敬老の集い芸能業務委託プロポーザル 評価基準」のとおり

- (2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

- (3) 第1次審査（書類審査）

提出書類について別紙「敬老の集い芸能業務委託プロポーザル 評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3事業者を第2次審査対象者として選定する。第1次審査の結果は、令和7年3月17日（月）までに全ての参加事業者にもメール及び書面により通知し、併せて、第2次審査対象者には、集合時間及び場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査通過者について、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。会場、時間等の詳細は、第1次審査結果とともに通知する。

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

1事業者あたり25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）程度とし、参加人数は3名までとする。

(5) 契約の相手方の候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求め

た場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目を区ホームページ (<http://www.city.koto.lg.jp>) において公表する。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、A B C 表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定されたものと江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはで

きない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。

- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。
- (8) 提出された書類等は、一切返却しない。
- (9) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。
- (10) 本業務の実施及び予算額については、令和7年第1回区議会定例会における令和7年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

1.1 担当（書類提出先）

江東区福祉部長寿応援課長寿応援係 岩田（区役所3階9番窓口）

郵便：135-8383

住所：東京都江東区東陽4-11-28

電話：03-3647-4541（直通）

FAX：03-3647-9247

メール：2302010@city.koto.lg.jp